

訪問看護ステーション たんがく 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人たんがくが開設する訪問看護ステーション たんがく（以下「訪看 たんがく」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、訪看 たんがくの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条

- 1 訪看 たんがくの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーション たんがく
- 2 所在地 福岡県久留米市上津1丁目23-10
- 3 電話 0942-65-9892

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 訪看 たんがくに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名 以上

管理者は、訪看たんがくの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師等 看護師 10名以上（常勤専従職員8名以上、非常勤専従職員2名以上）
理学療法士 1名以上（常勤専従職員）

看護師等（准看護師、理学療法士及び作業療法士は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

- 事務職員 1名以上（非常勤職員）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪看 たんがくの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日～1月3日までを省く
- 2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
土曜日は、午前9時00分から午後13時00分までとする。
- 3 訪問看護サービス対応日 年中すべて対応する。
- 4 訪問看護サービス対応時間 7時から22時までとする。
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業所から片道5キロメートル未満 無料
 - ② 事業所から片道5キロメートル以上 300円
 - ③ 死後の処理料は、10,000円とする。
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、久留米市内とする

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 訪見たんがくは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1月以内
継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人たんがくと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。